

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見及び留意事項について

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市荒木町2丁目20番15号
ゲオ岸和田店

(2) 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出を行った日

令和7年11月18日

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る意見

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により令和7年11月18日付で届出のあった「ゲオ岸和田店」については、「指針」を勘案し、総合的に判断したところ、同法第8条第4項の規定による意見はありません。

つきましては、営業開始後においても、届出内容を遵守するとともに、「指針」に十分配慮し営業してください。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る留意事項

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により令和7年11月18日付で届出のあった「ゲオ岸和田店」の運営にあたっては、下記の事項に十分留意してください。

記

・ 駐車場周辺の交通安全対策について

店舗前面の生活道路に対して複数の車室が直交して面する配置となっている箇所があり、来店車両の入出庫時に歩行者等の安全な通行が妨げられる恐れがあることから、必要に応じて交通整理員を配置するなど、店舗周辺の交通安全対策に努めること。

・ 騒音対策について

夜間において予測される騒音が規制基準を上回る地点があるため、夜間の来客車両に対して静音でのドアの開閉を呼びかけることや、住宅側の駐車場については21時以降の利用を一部制限するなど、周辺的生活環境への配慮を行うこと。

また、住民等から苦情があった場合は迅速に必要な措置を講じること。

以上